

第三次東大和市環境基本計画（案）に対する パブリックコメントを実施します。

市では、第三次東大和市環境基本計画の策定に向けて準備を進めています。このたび計画の案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見を頂くため、パブリックコメントを実施します。意見の提出方法等は次のとおりです。

1 名称

第三次東大和市環境基本計画（案）

2 計画の目的

本計画は、東大和市環境基本条例に基づき、市立狭山緑地を中心とした豊かな自然を守り、将来の世代まで安心して暮らせる「持続可能な社会」を市民・事業者・行政が協力して実現していくための大切な道しるべとなるものです。

市の環境に関する課題に対応するため、具体的な目標や取組の方向性を定め、市全体の環境を守る活動を、総合的かつ計画的に進めていくことを大きな目的としています。

3 策定の経緯

平成28年に策定した第二次東大和市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）が令和8年度末をもって計画期間が終了することに伴い、令和9年度（2027年度）からの10年間を期間とする「第三次東大和市環境基本計画」の策定を進めています。

昨年度、市民、事業者等を対象とした環境に関するアンケート調査の実施や第二次計画の進捗状況、市の環境に関する課題の調査等を行い、計画の骨子案として整理し、今年度は調査等を基に第三次計画の案を取りまとめました。

なお、生物多様性基本法第13条に基づく、地域内の生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした生物多様性地域戦略を内包した計画として策定を進めています。

4 計画案等の閲覧方法

（1）市公式ホームページ

（2）文書閲覧 環境対策課（東大和市役所3階7番窓口）

5 パブリックコメントについて

（1）意見を提出できる方

① 市内在住の個人

② 市内在勤、在学の個人

③ 市内に事業所等を有する個人及び法人等

④ 当該計画に利害関係があると認められる個人及び法人等

（2）意見の提出期間

令和8年10月21日(水)から令和8年11月20日(金)まで（消印有効）

① 提出先

市民生活部 環境対策課

② 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- ✧ 書面の持参 環境対策課（東大和市役所3階7番窓口）
- ✧ 郵送 207-8585 東大和市中心 3-930
東大和市 市民生活部 環境対策課宛て
- ✧ FAX 042-563-5931
- ✧ 電子メール kankyoh@city.higashiyamato.lg.jp
- ✧ 電子申請（市公式ホームページから申請できます。）

③ 提出様式等

様式は自由です（別紙「意見書参考様式」を適宜ご利用ください。）。

なお、提出に当たっては、提出者の区分により必要事項がありますので、必ず明記してください。

提出者の区分		必要事項
個人	市内在住の個人	住所及び氏名
	市内在勤の個人	勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
	市内在学の個人	在学する学校の名称、所在地及び氏名
	市内に事業所等を有する個人	事業所等の名称、所在地及び氏名
	当該計画に利害関係があると認められる個人	利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
法人等	市内に事業所等を有する法人等	事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
	当該計画に利害関係があると認められる法人等	利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

（4）提出された意見等を公表する時期

受け付けた意見の概要や意見に対する市の考え方は、令和9年1月中旬を目途に市公式ホームページで公表する予定です。（住所、氏名等の個人情報除きます。）

（5）注意事項

① 次の意見は受付できません。

- ✧ 提出期間の開始前や終了後に提出された意見
- ✧ 電話及び窓口での口頭による意見
- ✧ 提出者の区分による必要事項（5（3）③参照）の記載がない意見

② 受け付けた意見に対する個別の回答は行いません。

③ 今後、受け付けた意見の概要や意見に対する市の考え方の公表後に、「東大和市地球温暖化実行計画」や「東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)」等、市の関連する個別計画等との整合を図る必要があることから、修正等が生じる可能性がありますのでご了承ください。